

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
条 例	
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	6
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	6
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	15
◎高知県税条例等の一部を改正する条例	15
◎高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例	26
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	26
◎高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例	28
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	29

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第55号）

- 1 条例改正の目的
議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定をすることとした。
- 2 主要な内容
平成28年12月期及び平成29年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。

区分	本条例施行前の 支給月数		本条例施行後の支給月数			
			平成28年度		平成29年度以降	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
県議会議員	1.40月	1.55月	1.40月	1.60月	1.45月	1.55月
	計 2.95月		計 3.00月		計 3.00月	
知事	1.40月	1.55月	1.40月	1.60月	1.45月	1.55月
	計 2.95月		計 3.00月		計 3.00月	
副知事、公営企業局長、常勤の 人事委員会委員、常勤の監査委員 及び教育長	1.40月	1.55月	1.40月	1.60月	1.45月	1.55月
	計 2.95月		計 3.00月		計 3.00月	

- 3 施行期日等
この条例中平成28年12月期の期末手当に係るものは公布の日から施行し、同年12月1日から適用することとし、平成29年度以降の期末手当に係るものは平成29年4月1日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第56号）

- 1 条例改正の目的
高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月19日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を考慮し、職員に対して支給する諸手当の改定をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 期末手当及び勤勉手当の改定
平成28年12月期及び平成29年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条、公立学校職員の給与に関する条例第23条及び警察職員の給与に関する条例第22条関係）

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						平成28年度			平成29年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55
		勤勉手当	月 0.70	月 0.70	月 1.40	月 0.70	月 0.80	月 1.50	月 0.75	月 0.75	月 1.50
		計	月 1.90	月 2.05	月 3.95	月 1.90	月 2.15	月 4.05	月 1.95	月 2.10	月 4.05
	特定幹部職員	期末手当	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15
		勤勉手当	月 0.90	月 0.90	月 1.80	月 0.90	月 1.00	月 1.90	月 0.95	月 0.95	月 1.90
		計	月 1.90	月 2.05	月 3.95	月 1.90	月 2.15	月 4.05	月 1.95	月 2.10	月 4.05
再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375
		勤勉手当	月 0.35	月 0.35	月 0.70	月 0.35	月 0.40	月 0.75	月 0.375	月 0.375	月 0.75
		計	月 0.99	月 1.085	月 2.075	月 0.99	月 1.135	月 2.125	月 1.015	月 1.11	月 2.125
	特定幹部職員	期末手当	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175
		勤勉手当	月 0.45	月 0.45	月 0.90	月 0.45	月 0.50	月 0.95	月 0.475	月 0.475	月 0.95
		計	月 0.99	月 1.085	月 2.075	月 0.99	月 1.135	月 2.125	月 1.015	月 1.11	月 2.125
特定任期付職員	期末手当	月 1.49	月 1.495	月 2.985	月 1.49	月 1.57	月 3.06	月 1.53	月 1.53	月 3.06	

任期付研究員	期末手当	月 1.49	月 1.495	月 2.985	月 1.49	月 1.57	月 3.06	月 1.53	月 1.53	月 3.06
--------	------	-----------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

- (2) 初任給調整手当の改定（職員の給与に関する条例第9条の2関係）
- ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円（現行 413,300円）に引き上げること。
- イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額を67,400円（現行 67,300円）に引き上げること。
- (3) 扶養手当の改定（職員の給与に関する条例第10条、公立学校職員の給与に関する条例第13条及び警察職員の給与に関する条例第10条関係）
- ア 子以外の扶養親族に係る扶養手当の月額を1人につき6,500円とし、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、5,000円を加算する前の額）を1人につき1万円とすること。
- イ 職員に配偶者がいない場合にあつては、扶養親族のうち1人に係る扶養手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- ウ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行7級以上職員等」という。）に対しては、扶養手当（扶養親族たる子に係るものを除く。）を支給しないこととすること。
- エ 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に支給する扶養手当に関する特例について、次の表のとおりとすること。

扶養親族		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
			度	度	度	度	度
配偶者	(ア) (イ)以外の職員		13,000円	11,500円	10,000円	8,500円	6,500円
	(イ) 行7級以上職員等		13,000円	8,500円	5,000円	2,000円	不支給
子			6,500円	7,500円	8,500円	9,500円	10,000円
父母等	(ア) (イ)以外の職員		6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	(イ) 行7級以上職員等		6,500円	6,500円	5,000円	2,000円	不支給
職員に配偶者がいない場合の1人目	子		11,000円	11,000円	10,500円	10,500円	10,000円
	父母 (ア) (イ)以外の職員		11,000円	10,000円	9,000円	8,000円	6,500円

等	(イ) 行7級 以上職員等	11,000円	8,500円	5,000円	2,000円	不支給
---	------------------	---------	--------	--------	--------	-----

(4) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、2の(1)の平成28年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは、公布の日から施行し、同年12月1日から適用することとした。

◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第57号）

1 条例改正の目的

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正を考慮し、退職した職員が失業している場合の退職手当について、65歳以降に新たに雇用される者も支給対象とするとともに、同法において新設される求職活動支援費の額に相当する金額を支給することとするほか、65歳以上の受給資格者について、就業促進手当、移転費及び求職活動支援費の支給対象とする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第58号）

1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、県民税、法人の事業税、自動車税及び地方消費税について必要な改正をし、及び自動車取得税を廃止することとした。

2 主要内容

(1) 県民税

ア 法人の県民税の法人税割の税率について、100分の1（現行 100分の3.2）とすること。（第46条）

イ 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長すること。（付則第9条の2及び第9条の2の2）

ウ アにかかわらず、平成34年8月31日以前に終了する事業年度分の法人の県民税の法人税割の税率について、100分の1.8（現行 100分の4）とすること。（付則第11条）

エ ウにかかわらず、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円以下の法人等に対する法人税割の税率について、100分の1（現行 100分の3.2）とすること。（付則第12条）

オ 平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に県民税の法人税割額から控除する金額について、当該事業年度に支出した当該寄附金の額の合計額の100分の2.9に相当する金額とすること。（付則第12条の2）

(2) 法人の事業税

ア 地方法人特別税の廃止に伴い、法人の事業税の税率を引き下げる等の措置を廃止すること。（付則第13条の2及び第13条の4）

イ 資本金が1億円超の普通法人の事業税の税率の変更に伴う経過措置について、次

のとおり見直すこととする。

(ア) 資本金が1億円超の普通法人のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から零までの間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除すること。（高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第40号）附則第8項）

(イ) 資本金が1億円超の普通法人のうち平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて4分の1から零までの間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除すること。（高知県税条例等の一部を改正する条例附則第9項）

(3) 自動車取得税

平成31年10月1日に自動車取得税を廃止すること。（第2章第7節）

(4) 自動車税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこと。（付則第23条）

(ア) 環境負荷の小さい自動車

平成28年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次に掲げる特例措置を講ずること。

a 次に掲げる自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

(a) 電気自動車

(b) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(c) プラグインハイブリッド自動車

(d) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上のもの

(e) 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）

- b ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上のもの（aの(d)の適用を受ける自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。
- (イ) 環境負荷の大きい自動車
次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成29年度以後に限る。）に税率のおおむね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラック（トラックに準ずる特種用途自動車を含む。）についてはおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。
- a ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度
- イ 自動車税として環境性能割を次のとおり創設すること。
- (ア) 課税客体は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物を含む。）のうち、普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のもの（以下「自動車」という。）とし、納税義務者は自動車の取得者とする。こと。（第142条）
- (イ) 課税標準は自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とし、免税点は50万円とすること。（第146条及び第148条）
- (ウ) 環境性能割の税率を次のとおりとすること。（第147条）
- a 次に掲げる自動車（地方税法等の一部を改正する等の法律第2条の規定による改正後の地方税法第149条の規定の適用を受けるもの（以下「非課税自動車」という。）を除く。） 100分の1
- (a) 次に掲げるガソリン自動車
- i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ii 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

- iii 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- iv 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (b) 次に掲げる軽油自動車
- i 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ii 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- iii 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- iv 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- v 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれに

- も該当するもの
- (i) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- b 次に掲げる自動車（非課税自動車及びaの適用を受けるものを除く。）100分の2
- (a) 次に掲げるガソリン自動車
 - i 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - ii 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - iii 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - (b) 次に掲げる軽油自動車
 - i 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ii 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - iii 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であ

- ること。
- iv 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - v 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- c 非課税自動車並びにa及びbの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3
- (エ) 徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付すること。（第149条及び第150条）
- a 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
 - b 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
 - c a及びbに掲げる自動車以外の自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
 - d a、b及びcに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日
- (オ) 営業用の自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとすること。（付則第22条の8）
- a (ウ)のaに掲げる自動車 100分の0.5
 - b (ウ)のbに掲げる自動車 100分の1
 - c (ウ)のcに掲げる自動車 100分の2
- (カ) 現行の自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこと。
- (5) 地方消費税
地方消費税の税率の78分の22（消費税率換算2.2パーセント）への引上げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とすること。（高知県条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第59号）附則第1項）
- (6) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日等
この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、2の(1)のイ、(2)のイ及び(5)は公布の日から、2の(4)のアは平成29年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第59号）
- 1 条例改正の目的

高知県自然保護基金により取得した土地について、優れた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めるときは、基金に属する土地を処分することができることとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第60号）

1 条例改正の目的

新たに室戸広域公園に設置する屋内運動場の利用に係る料金を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年2月1日から施行することとした。

◆高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第61号）

1 条例改正の目的

県立高等学校再編振興計画で定めた高知南中学校・高等学校及び高知西高等学校を統合する新たな中高一貫教育校並びに須崎高等学校及び須崎工業高等学校を統合する新たな高吾地域拠点校を設置するに当たり、学校名をそれぞれ高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校にすることとした。

2 施行期日

この条例は、第1条の規定については平成29年7月1日から、第2条の規定については平成30年7月1日から、第3条の規定及び附則第2項の規定については平成31年4月1日から、第4条の規定及び附則第3項から第5項までの規定については平成33年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第62号）

1 条例改正の目的

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い、75歳以上の者が認知機能が低下した場合に起こしやすい一定の違反行為をした際に、臨時に認知機能検査を受けることが義務付けられることから新たに当該検査に係る手数料を徴収することとする。とともに、運転免許の種類として準中型自動車免許及び準中型自動車仮免許が設けられることから、新たにこれらの免許に係る運転免許試験等の手数料の額を定め、併せて運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正等を考慮して運転免許等に係る手数料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年3月12日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第55号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

（高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

（知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正）

第3条 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第4条 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）及び第3条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例（同項において「改正後の知事等の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第56号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「413,300円」を「413,800円」に改め、同項第2号中「67,300円」を「67,400円」に改める。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条において「行7級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第10条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第11条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「その職員は」を「その職員は、」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」を「場合（行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「至った場合」を「至った場合及び行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」を「に扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」に、「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「扶養手当を受けている職員の扶養親族」を「行7級以上職員等以外の職員から行7級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定に

よる届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- （1）扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- （2）扶養手当を受けている職員の扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- （3）扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行7級以上職員等が行7級以上職員等以外の職員となった場合
- （4）扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級以上職員等以外のものが行7級以上職員等となった場合
- （5）職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の149.5」を「100分の157」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の149」を「100分の153」に、「100分の157」を「100分の153」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の149.5」を「100分の157」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の149」を「100分の153」に、「100分の157」を「100分の153」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、第4条の規定により管理職手当が支給される職員の職のうち管理者が指定する職にある者に対しては、支給しない。

第6条第2項中「前項」を「前項本文」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「を含む」を「を含む。以下同じ」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の70」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

第9条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「次に掲げる者で、」を「、次に掲げる者で」に、「職員」を「その職員」に改め、同項第1号中「同一の事情」を「同様の事情」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第13条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第14条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合において」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第23条第2項第1号中「100分の80」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

第11条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、警察官給料表の適

用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条において「警8級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第10条第2項中「前項の扶養親族とは」を「前項本文の扶養親族とは、」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第11条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に、「その職員は」を「その職員は、」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」を「場合（警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「至った場合」を「至った場合及び警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」を「に扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」に、「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「扶養手当を受けている職員の扶養親族」を「警8級以上職員等以外の職員から警8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある警8級以上職員等が警8級以上職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で警8級以上職員等以外のものが警8級以上職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条、第8条及び第10条の規定並びに次項から附則第4項まで及び附則第15項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の職員の条例」という。）、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）、第8条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の公立学校職員の条例」という。）及び第10条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（同項において「改正後の警察職員の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による期末手当の内払とみなす。
(勤勉手当の内払)
- 4 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第8条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第10条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後職員給与条例」という。）第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第2条改正後職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については11,500円（行7級以上職員等（第1項ただし書に規定する行7級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあっては、8,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については11,000円）、同項第

3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行7級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあってはそのうち1人については1万円、行7級以上職員等に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあってはそのうち1人については8,500円）」と、第2条改正後職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（行7級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がいる場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がいる場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がいる場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がいる場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（行7級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級以上職員等以外の職員から行7級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員については第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる

父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第2条改正後職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円（行7級以上職員等（第1項ただし書に規定する行7級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあつては、5,000円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行7級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつてはそのうち1人については9,000円、行7級以上職員等にあつては5,000円）」と、第2条改正後職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行7級以上職員等から行7級以上職

員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級以上職員等以外の職員から行7級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第2条改正後職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については8,500円（行7級以上職員等（第1項ただし書に規定する行7級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあつては、2,000円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行7級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつてはそのうち1人については8,000円、行7級以上職員等にあつては2,000円）」と、第2条改正後職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者

がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中
 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは
 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」
 (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」
 (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」
 と、同条第2項中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級以上職員等以外の職員から行7級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
 8 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第7条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は適用せず、同条の規定による扶養手当の支給については、第2条改正後職員給与条例の適用を受ける

職員の例による。
 9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「第9条改正後公立学校職員給与条例」という。）第13条及び第14条の規定の適用については、第9条改正後公立学校職員給与条例第13条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については11,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円）」と、第9条改正後公立学校職員給与条例第14条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、
 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは
 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」
 (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」
 (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」
 と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。
 10 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第9条改正後公立学校職員給与条例第13条及び第14条の規定の適用については、第9条改正後公立学校職員給与条

例第13条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、第9条改正後公立学校職員給与条例第14条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

11 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第9条改正後公立学校職員給与条例第13条及び第14条の規定の適用については、第9条改正後公立学校職員給与条例第13条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については8,500円、

前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円）」と、第9条改正後公立学校職員給与条例第14条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

12 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第11条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「第11条改正後警察職員給与条例」という。）第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第11条改正後警察職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第11条改正後警察職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については11,500円（警8級以上職員等（第1項ただし書に規定する警8級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあつては、8,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については

1人につき7,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（警8級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつてはそのうち1人については1万円、警8級以上職員等に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつてはそのうち1人については8,500円）」と、第11条改正後警察職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、警8級以上職員等以外の職員から警8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないも

のが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

13 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第11条改正後警察職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第11条改正後警察職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第11条改正後警察職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円（警8級以上職員等（第1項ただし書に規定する警8級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあつては、5,000円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（警8級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつてはそのうち1人については9,000円、警8級以上職員等にあつては5,000円）」と、第11条改正後警察職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限

る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、警8級以上職員等以外の職員から警8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 14 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第11条改正後警察職員給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第11条改正後警察職員給与条例第10条及び第11条の規定の適用については、第11条改正後警察職員給与条例第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については8,500円（警8級以上職員等（第1項ただし書に規定する警8級以上職員等をいう。以下この項において同じ。）にあつては、2,000円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（警8級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつてはそのうち1人については8,000円、警8級以上職員等にあつては2,000円）」と、第11条改正後警察職員給与条例第11条第1項中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項

第1号中「場合（警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び警8級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、警8級以上職員等から警8級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、警8級以上職員等以外の職員から警8級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が警8級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（警8級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（人事委員会規則等への委任）

- 15 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

人事委員会規則又は企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）で定める。

職員の仕事手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第57号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

（6）求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者
同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この条において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第10条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第12項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第12項において読み替えて準用する同条第8項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第10条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第10条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第58号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第48条第8項中「第64条第2項」を「第64条第2項及び第3項」に改める。

第49条第5項中「第56条第3項」を「第56条第3項及び第4項」に改める。

第60条第2項中「第72条の45第2項」を「第72条の45第2項及び第3項」に改める。

第62条第4項、第63条第4項及び第63条の2第4項中「第72条の44第3項」を「第72条の44第3項及び第4項」に改める。

付則第9条の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第4項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第9条の2の2第3項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第23条第1項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同条第2項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成

27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分を「場合には、平成29年度分」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「場合には、平成29年度分」に改める。

第2条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第117条」を「第129条」に、
「第7節 自動車取得税（第118条―第129条）
第7節の2 軽油引取税（第130条―第141条の20）」

を
「第7節 軽油引取税（第130条―第141条の20）」

に、「第155条」を「第155条の13」に改める。

第3条第1号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとする。

第5条第3項第3号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同項第4号中「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「第143条第1項ただし書」を「第155条の3第1項ただし書」に改め、同項第5号中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第5項中「、自動車取得税」を削る。

第8条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第26条中「第147条第4項」を「第155条の7第4項」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第2号中「第123条第1項」を「第161条第1項」に改め、同条第4号中「第123条第2項」を「第161条第2項」に改める。

第46条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第86条の4第1項中「第126条」を「第153条」に改める。

第2章第7節の節名を削る。

第117条から第129条までを次のように改める。

第117条から第129条まで 削除

第2章第7節の2を同章第7節とする。

第136条第12号及び第138条第12号中「第2章第7節の2」を「第2章第7節」に改める。

第142条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第142条 自動車税は、自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。第155条の12を除き、以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者（所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、当該自動車の所有者以外の使用者）に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

第155条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「規則に」を「規則で」に改め、同条を第155条の13とする。

第154条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法第3条の大型特殊自動車を除く」を「法第145条第3号に規定する自動車をいう」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「自動車税を」を「種別割を」に改め、同項第1号中「自動車税の税率」を「種別割の税率」に、「自動車税の税額」を「種別割額」に改め、同項第2号中「自動車税」を「種別割」に、「第150条第1項又は第2項」を「第177条の10第1項又は第2項」に、「税額」を「種別割額」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に改め、「道路運送車両法第7条第1項の」を削り、「際に」を「ときに」に改め、同条第5項及び第6項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第155条の12とする。

第153条の2第1項中「自動車税額」を「種別割額」に、「当該税額」を「当該種別割額」に、「自動車税の」を「種別割の」に、「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に、「自動車税に」を「種別割に」に改め、同条第2項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条を第155条の11とする。

第153条の前の見出しを削り、同条第1項中「自動車税額」を「自動車に係る種別割額」に、「税額について、当該税額」を「種別割額について、当該種別割額」に改め、同条第2項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第3項中「規定によって自動車税」を「規定により種別割」に改め、同条を第155条の10とし、同条の前に見出しとして「（種別割の軽減）」を付する。

第150条から第152条までを削る。

第149条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「第142条第2項」を「第143条第1項」に、「規定によって」を「規定により」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条を第155条の9とする。

第148条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の新規登録、変更登録」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録」に、「同じ」を「変更登録」というに、「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に改め、同項第2号中「第143条」を「第155条の3」に改め、同項第5号中「第145条第3項」を「第146条第3項」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の」を削り、「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第142条第2項」を「第143条第1項」に改め、同条を第155条の8とする。

第147条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条第1項の」を削り、「第150条第1項」を「第177条の10第1項」に、「自動車税」を「種別割」に、「同項の」を「第155条の5に規定する種別割の」に改め、同条第3項中「場合においては、自動車税」を「場合には、種別割」に改め、「道路運送車両法第7条第1項の」を削り、「際に」を「ときに」に、「場合には、自動車税」を「場合においては、種別割」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第5項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第155条の7とする。

第146条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第155条の6とする。

第145条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第155条の5とする。

第144条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第1号ア(ア)中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車」に改め、同項第3号中「を除く」を「を除く。以下この号において同じ」に改め、同号ア(ア)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に改め、同号ア(イ)中「(ア)以外のもの」を「(ア)以外のバス」に改め、同号イ(ア)中「供するもの」を「供するバス」に改め、同号イ(イ)中「(ア)以外のもの」を「(ア)以外のバス」に改め、同条第2項中「の税率」を「に対して課する種別割の税率」に、「額を」「額を、」に改め、同条を第155条の4とする。

第143条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第155条の3とする。

第142条の次に次の14条を加える。

（自動車税のみなす課税）

第143条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は政令第44条の2に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（種別割の納税管理人）

第144条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該課税地を所轄する県税事務所の所轄区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該所轄区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要を生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。当該申告をした納税管理人を変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においてはその変更又は異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、当該承認を受けた納税管理人を変更しようとする場合においてはその変更する必要を生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理

人を定めることを要しない。

3 知事は、前項の認定をした納税義務者について当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障が生じると認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第145条 前条第2項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくして申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の課税標準）

第146条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法第156条に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額（以下「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第147条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で法第149条第1項第4号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が基準エネルギー消費効率（法第145条第5号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得

- た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ハに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ニに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イに規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ハに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号ニ（1）に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を

- 乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ニに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号ホ（1）に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ホに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- 2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。
- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ハに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ハに規定する総務省令で定めるもの

- (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ニに規定する総務省令で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ホに規定する総務省令で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項第1号ア(ウ)	平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）	平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(ウ)	基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号ア(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

（環境性能割の免税点）

第148条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第149条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第150条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の規定による環境性能割の申告書（以下この条及び第155条において「申告書」という。）を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、申告書又は規則で定める様式による環境性能割の修正申告書（以下この条及び第155条において「修正申告書」という。）に県が発行する規則で定める様式による証紙を貼ってしなければならない。ただし、申告書又は修正申告書に規則で定めるところにより証紙代金収納計

器による証紙の額面金額に相当する金額の表示を受ける場合は、これにより環境性能割額を納付することができる。

3 環境性能割の納税義務者が環境性能割額を納付する場合において、知事が特別の事情があると認めるときは、前項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。この場合において、知事は、申告書又は修正申告書に規則で定める様式による納税済印を押印するものとする。

（環境性能割の報告）

第151条 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、前条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項の規定による環境性能割の報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第152条 環境性能割の納税義務者が第150条第1項の規定により申告し、又は前条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第153条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

7 第2項の申告をする者は、次に掲げる事項等を規則で定める様式により、第150条第1項の規定による申告をする際に、併せて知事に申告しなければならない。

（1） 譲渡担保権者の住所又は所在地及び氏名又は名称

（2） 譲渡担保財産の設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

（3） 譲渡担保財産の表示

（4） 譲渡担保財産の設定年月日

（5） 譲渡担保契約の解除予定年月日

8 第5項の規定による還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（1） 譲渡担保権者の住所又は所在地及び氏名又は名称

（2） 譲渡担保財産の設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

（3） 譲渡担保財産の表示

（4） 譲渡担保財産の設定年月日

（5） 譲渡担保契約の解除年月日

（6） 還付を受けるべき金額

（自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等）

第154条 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この条において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。

3 前項の規定により還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（1） 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称

（2） 自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

（3） 自動車の種類、用途、車名及び型式

（4） 自動車の車台番号及び登録番号又は車両番号

（5） 環境性能割額の納付年月日及び還付を受けるべき金額

（6） 自動車の取得年月日及び返還年月日

（7） 自動車の返還理由

（8） 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要であると認める事項

4 前条第6項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

（環境性能割に係る更正及び決定等）

第155条 知事は、申告書又は修正申告書の提出があった場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は環境性能割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査によって、申告すべき課税標準額及び環境性能割額を決定するものとする。

3 知事は、第1項若しくはこの項の規定により更正し、又は前項の規定により決定した課税標準額又は環境性能割額について過不足額があることを知ったときは、その調査によって、これを更正するものとする。

4 法第168条第4項の規定による環境性能割に係る更正又は決定の通知、法第171条第6項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知は、

規則で定める様式によって行うものとする。

（環境性能割の減免）

第155条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得者の申請により、環境性能割を減免することができる。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車
- (2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車
- (3) 身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）が取得した当該身体障害者が専ら運転する自動車であることと認めるもの
- (4) 身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有する者（以下「重度身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）（以下「重度身体障害者等」という。）が取得した当該重度身体障害者等と生計を一にする者が専ら当該重度身体障害者等のために運転する自動車（当該重度身体障害者等が年齢18歳未満の重度身体障害者である場合又は精神障害者である場合にあつては、当該重度身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）又は重度身体障害者等（単身で生活する者又は当該重度身体障害者等と生活を共にする者がある場合は、その者が身体若しくは精神に障害を有する者で規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が取得した自動車であることと認めるもの
- (5) 身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するための構造を有する自動車として規則で定めるもの
- (6) 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車として規則で定めるもの
- (7) 専ら身体障害者が運転するための構造を有する自動車として規則で定めるもの（営業用のものに限る。）
- (8) 天災により滅失し、又は損壊した自動車の所有者が当該滅失又は損壊のあった日から3月以内に当該自動車に代わるものとして取得した自動車であることと認めるもの
- (9) 前各号に掲げる自動車のほか、専ら公益の用に供する自動車であることと認めるもの

2 前項の規定に基づき環境性能割を減免することができる金額は、次に掲げる金額に、第147条各項に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各項に規定する税率を乗じて得た金額を限度とする。

- (1) 前項第1号、第2号及び第9号に掲げる自動車にあつては、当該自動車の通常の取得価額
- (2) 前項第3号から第5号までに掲げる自動車にあつては、次に掲げる金額
 - ア 当該自動車の通常の取得価額が300万円以下の場合には、当該通常の取得価額
 - イ 当該自動車の通常の取得価額が300万円を超える場合は、300万円（当該通常の取得価額に身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額が含まれるときは、300万円に当該構造変更に要した金額を加算した金額）
- (3) 前項第6号及び第7号に掲げる自動車にあつては、当該自動車の通常の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額又は身体障害

者が運転するための構造変更に要した金額

(4) 前項第8号に掲げる自動車にあつては、滅失し、又は損壊した自動車の価格として知事が認める価格（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）

3 第1項の規定に基づき環境性能割の減免を受けようとする者は、第150条第1項の規定による申告をする際に、併せて次に掲げる事項（第1項第1号、第2号又は第9号に掲げる自動車の取得にあつては第4号から第7号までに掲げる事項、同項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得にあつては第7号に掲げる事項、同項第5号から第7号までに掲げる自動車の取得にあつては第4号、第5号及び第7号に掲げる事項、同項第8号に掲げる自動車の取得にあつては第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、第1項第3号から第7号までに掲げる自動車の取得にあつては減免を必要とする理由を証明する書類を添付するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示し、同項第8号又は第9号に掲げる自動車の取得にあつてはその事由を証明する書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
 - (2) 自動車の登録番号又は車両番号、主たる定置場及び用途
 - (3) 自動車の所有者及び使用者の住所又は所在地及び氏名又は名称
 - (4) 申請者又は運転者の運転免許証の番号、交付年月日、有効期限、種類及び条件が付されているときはその条件
 - (5) 運転者の住所、氏名及び申請者との続柄
 - (6) 自動車の特別仕様又は構造変更の内容（第1項第3号又は第4号に掲げる自動車にあつては、特別仕様又は構造変更を有するものに限る。）
 - (7) 天災により滅失し、又は損壊した自動車の取得年月日、登録番号又は車両番号及び用途
 - (8) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要であると認める事項
- 付則第11条中「平成26年10月1日以後に開始し、かつ、」を削り、「100分の4」を「100分の1.8」に改める。
 付則第12条第1項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。
 付則第12条の2第1項及び第3項中「100分の5」を「100分の2.9」に改める。
 付則第13条の前の見出し及び付則第13条の2を削り、付則第13条に見出しとして「（法人の事業税の税率の特例）」を付する。
 付則第13条の3の前の見出し及び付則第13条の4を削り、付則第13条の3に見出しとして「（法人の事業税の特定寄附金税額控除）」を付し、同条を付則第13条の2とする。
- 付則第22条から第22条の2の3までを次のように改める。

第22条から第22条の2の3まで 削除

付則第22条の7の次に次の1条を加える。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第22条の8 営業用の自動車に対する第147条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第1項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

付則第23条の見出し中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第1項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるもの」を「同項第2号に規定する天然ガス自動車」に、「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項」を「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項」に、「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同項に規定する総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるものをいう。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）」を「法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車という。）並びに一般乗合用バス」に、「自動車税に係る第144条第1項及び第2項並びに第154条第3項」を「自動車税の種別割に係る第155条の4第1項及び第2項並びに第155条の12第3項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第143条第3項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第147条第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項の表第144条第1項第1号ア(ア)及び(イ)の項中「第144条第1項第1号ア(ア)及び(イ)」を「第155条の4第1項第1号ア(ア)及び(イ)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(ウ)の項中「第144条第1項第1号ア(ウ)」を「第155条の4第1項第1号ア(ウ)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(エ)の項中「第144条第1項第1号ア(エ)」を「第155条の4第1項第1号ア(エ)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(オ)の項中「第144条第1項第1号ア(オ)」を「第155条の4第1項第1号ア(オ)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(カ)の項中「第144条第1項第1号ア(カ)」を「第155条の4第1項第1号ア(カ)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(キ)の項中「第144条第1項第1号ア(キ)」を「第155条の4第1項第1号ア(キ)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(ク)の項中「第144条第1項第1号ア(ク)」を「第155条の4第1項第1号ア(ク)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(ケ)の項中「第144条第1項第1号ア(ケ)」を「第155条の4第1項第1号ア(ケ)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(コ)の項中「第144条第1項第1号ア(コ)」を「第155条の4第1項第1号ア(コ)」に改め、同表第144条第1項第1号ア(サ)の項中「第144条第1項第1号ア(サ)」を「第155条の4第1項第1号ア(サ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(ア)及び(イ)の項中「第144条第1項第1号イ(ア)及び(イ)」を「第155条の4第1項第1号イ(ア)及び(イ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(ウ)の項中「第144条第1項第1号イ(ウ)」を「第155条の4第1項第1号イ(ウ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(エ)の項中「第144条第1項第1号イ(エ)」を「第155条の4第1項第1号イ(エ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(オ)の項中「第144条第1項第1号イ(オ)」

を「第155条の4第1項第1号イ(オ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(カ)の項中「第144条第1項第1号イ(カ)」を「第155条の4第1項第1号イ(カ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(キ)の項中「第144条第1項第1号イ(キ)」を「第155条の4第1項第1号イ(キ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(ク)の項中「第144条第1項第1号イ(ク)」を「第155条の4第1項第1号イ(ク)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(ケ)の項中「第144条第1項第1号イ(ケ)」を「第155条の4第1項第1号イ(ケ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(コ)の項中「第144条第1項第1号イ(コ)」を「第155条の4第1項第1号イ(コ)」に改め、同表第144条第1項第1号イ(サ)の項中「第144条第1項第1号イ(サ)」を「第155条の4第1項第1号イ(サ)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(ア)の項中「第144条第1項第2号ア(ア)」を「第155条の4第1項第2号ア(ア)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(イ)の項中「第144条第1項第2号ア(イ)」を「第155条の4第1項第2号ア(イ)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(ウ)の項中「第144条第1項第2号ア(ウ)」を「第155条の4第1項第2号ア(ウ)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(エ)の項中「第144条第1項第2号ア(エ)」を「第155条の4第1項第2号ア(エ)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(オ)の項中「第144条第1項第2号ア(オ)」を「第155条の4第1項第2号ア(オ)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(カ)の項中「第144条第1項第2号ア(カ)」を「第155条の4第1項第2号ア(カ)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(キ)の項中「第144条第1項第2号ア(キ)」を「第155条の4第1項第2号ア(キ)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(ク)の項中「第144条第1項第2号ア(ク)」を「第155条の4第1項第2号ア(ク)」に改め、同表第144条第1項第2号ア(ケ)の項中「第144条第1項第2号ア(ケ)」を「第155条の4第1項第2号ア(ケ)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(ア)の項中「第144条第1項第2号イ(ア)」を「第155条の4第1項第2号イ(ア)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(イ)の項中「第144条第1項第2号イ(イ)」を「第155条の4第1項第2号イ(イ)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(ウ)の項中「第144条第1項第2号イ(ウ)」を「第155条の4第1項第2号イ(ウ)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(エ)の項中「第144条第1項第2号イ(エ)」を「第155条の4第1項第2号イ(エ)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(オ)の項中「第144条第1項第2号イ(オ)」を「第155条の4第1項第2号イ(オ)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(カ)の項中「第144条第1項第2号イ(カ)」を「第155条の4第1項第2号イ(カ)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(キ)の項中「第144条第1項第2号イ(キ)」を「第155条の4第1項第2号イ(キ)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(ク)の項中「第144条第1項第2号イ(ク)」を「第155条の4第1項第2号イ(ク)」に改め、同表第144条第1項第2号イ(ケ)の項中「第144条第1項第2号イ(ケ)」を「第155条の4第1項第2号イ(ケ)」に改め、同表第144条第1項第2号ウ(ア)の項中「第144条第1項第2号ウ(ア)」を「第155条の4第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第144条第1項第2号ウ(イ)の項中「第144条第1項第2号ウ(イ)」を「第155条の4第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第144条第1項第3号ア(イ)の項中「第144条第1項第3号ア(イ)」を「第155条の4第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第144条第1項第3号イ(ア)の項中「第144条第1項第3号イ(ア)」を「第155条の4第1項第3号イ(ア)」に改め、同表第144条第1項第3号イ(イ)の項中「第144条第1項第3号イ(イ)」を「第155条の4第1項第3号イ(イ)」に改め、同表第144条第1項第4号ア(ア)の項中「第144条第1項第4号ア(ア)」を「第155条の4第1項第4号ア(ア)」に改め、同表第144条第1項第5号ア(ア)の項中「第144条第1項第5号ア(ア)」を「第155条の4第1項第5号ア(ア)」に改め、同表第144条第1項第5号ア(イ)の項中「第144条第1項第5号ア(イ)」

(イ)を「第155条の4第1項第5号ア(イ)」に改め、同表第144条第1項第5号ア(ウ)の項中「第144条第1項第5号ア(ウ)」を「第155条の4第1項第5号ア(ウ)」に改め、同表第144条第1項第5号イ(ア)の項中「第144条第1項第5号イ(ア)」を「第155条の4第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第144条第1項第5号イ(イ)の項中「第144条第1項第5号イ(イ)」を「第155条の4第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第144条第1項第5号イ(ウ)の項中「第144条第1項第5号イ(ウ)」を「第155条の4第1項第5号イ(ウ)」に改め、同表第144条第1項第5号イ(エ)の項中「第144条第1項第5号イ(エ)」を「第155条の4第1項第5号イ(エ)」に改め、同表第144条第2項第1号ア及びイの項中「第144条第2項第1号ア及びイ」を「第155条の4第2項第1号ア及びイ」に改め、同表第144条第2項第1号ウの項中「第144条第2項第1号ウ」を「第155条の4第2項第1号ウ」に改め、同表第144条第2項第1号エの項中「第144条第2項第1号エ」を「第155条の4第2項第1号エ」に改め、同表第144条第2項第2号ア及びイの項中「第144条第2項第2号ア及びイ」を「第155条の4第2項第2号ア及びイ」に改め、同表第144条第2項第2号ウの項中「第144条第2項第2号ウ」を「第155条の4第2項第2号ウ」に改め、同表第144条第2項第2号エの項中「第144条第2項第2号エ」を「第155条の4第2項第2号エ」に改め、同表第154条第3項第1号の項中「第154条第3項第1号」を「第155条の12第3項第1号」に、「第144条第1項第1号、第4号又は第5号」を「第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号」に改め、同表第154条第3項第2号の項中「第154条第3項第2号」を「第155条の12第3項第2号」に、「第144条第1項第1号、第4号又は第5号」を「第155条の4第1項第1号、第4号又は第5号」に改め、付則第23条第2項及び第3項を削る。

(高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 高知県税条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第5号中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、附則第11項中「「29年新条例」」を「「31年新条例」」に、「29年新条例施行日」を「31年新条例施行日」に改め、附則第12項中「29年新条例施行日」を「31年新条例施行日」に、「29年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」を「31年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」に、「29年新条例第70条の6第1項」を「31年新条例第70条の6第1項」に改め、附則第13項中「29年新法」を「31年新法」に、「29年新条例施行日」を「31年新条例施行日」に、「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「29年経過措置対象課税仕入れ等」を「31年経過措置対象課税仕入れ等」に、「経過措置対象課税仕入れ等をいう」を「31年経過措置対象課税仕入れ等をいう」に、「29年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」を「31年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」に、「29年新条例第70条の6第1項」を「31年新条例第70条の6第1項」に改め、附則第14項中「29年新法」を「31年新法」に改め、「又は第41条第1項」を削り、「平成28年所得税法等改正法附則第39条第1項」を「同項」に改め、「又は第42条第1項」を削り、「29年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」を「31年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」に、「29年新条例第70条の6第1項」を「31年新条例第70条の6第1項」に改め、附則第15項中「29年新法」を「31年新法」に、「29年新条例施行日」を「31年新条例施行日」に、「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「29年経過措置対象課税仕入れ等」を「31年経過措置対象課税仕入れ等」に、「29年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」を「31年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」に、「29年新条例第70条の6第2項」を「31年新条例第70条の6第2項」

に改め、附則第16項中「29年新法」を「31年新法」に、「29年新条例施行日」を「31年新条例施行日」に、「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「29年経過措置対象課税仕入れ等」を「31年経過措置対象課税仕入れ等」に、「29年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」を「31年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」に、「29年新条例第70条の6第2項」を「31年新条例第70条の6第2項」に改め、附則第17項中「29年新法」を「31年新法」に改め、「又は第42条第1項」を削り、「29年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」を「31年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段」に、「29年新条例第70条の6第2項」を「31年新条例第70条の6第2項」に改める。

(高知県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「附則第8項から第11項まで」を「附則第8項」に改め、同項第4号中「附則第12項」を「附則第9項」に改め、附則第8項及び第9項を次のように改める。

8 附則第4項から前項までの規定は、新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第4項	次項	附則第8項において読み替えて準用する次項
	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	附則第5条第2項各号	附則第5条第6項において読み替えて準用する同条第2項各号
	4分の3	2分の1
附則第5項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額

	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	附則第5条第2項各号	附則第5条第6項において読み替えて準用する同条第2項各号
	額の3倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
附則第6項	次項	附則第8項において読み替えて準用する次項
	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	附則第5条第4項各号	附則第5条第6項において読み替えて準用する同条第4項各号
	4分の3	2分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
前項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	附則第5条第4項各号	附則第5条第6項において読み替えて準用する同条第4項各号
	額の3倍に相当する額	額

	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額

9 附則第4項から第7項までの規定は、新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第4項	次項	附則第9項において読み替えて準用する次項
	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	附則第5条第2項各号	附則第5条第7項において読み替えて準用する同条第2項各号
	4分の3	4分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
	附則第5項	平成28年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	附則第5条第2項各号	附則第5条第7項において読み替えて準用する同条第2項各号
	額の3倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

附則第6項	次項	附則第9項において読み替えて準用する次項
	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	附則第5条第4項各号	附則第5条第7項において読み替えて準用する同条第4項各号
	4分の3	4分の1
附則第7項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	附則第5条第4項各号	附則第5条第7項において読み替えて準用する同条第4項各号
	額の3倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

附則第10項から第12項までを削り、附則第13項を附則第10項とし、附則第14項から第16項までを3項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条中高知県税条例付則第9条の2及び第9条の2の2の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 公布の日
 - 第1条中高知県税条例第48条第8項、第49条第5項、第60条第2項並びに第62条第4項、第63条第4項及び第63条の2第4項の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 平成29年1月1日

- 第1条(前2号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び附則第7項の規定 平成29年4月1日
(法人の県民税に関する経過措置)
- 前項第2号に掲げる規定による改正後の高知県税条例(以下「29年1月新条例」という。)第48条第8項及び第49条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に29年1月新条例第48条第8項又は第49条第5項に規定する納期限が到来する法人の県民税に係る延滞金の計算について適用し、同日前に同号に掲げる規定による改正前の高知県税条例第48条第8項又は第49条第5項に規定する納期限が到来した法人の県民税に係る延滞金の計算については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の高知県税条例(以下「31年新条例」という。)第46条並びに付則第11条、第12条第1項並びに第12条の2第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
(法人の事業税に関する経過措置)
- 29年1月新条例第60条第2項、第62条第4項、第63条第4項及び第63条の2第4項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の44第2項に規定する法人の事業税の納期限が到来する法人の事業税に係る延滞金の計算について適用し、同日前に同号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の44第2項に規定する法人の事業税の納期限が到来した法人の事業税に係る延滞金の計算については、なお従前の例による。
- 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第2条の規定による改正前の高知県税条例付則第13条の2及び第13条の4の規定の適用については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の高知県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 31年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
(高知県証明事務手数料徴収条例の一部改正)
- 高知県証明事務手数料徴収条例(昭和31年高知県条例第48号)の一部を次のように改正する。
付則第2項中「地方人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第9条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法」に、「行われる間の」を「行われた間の証明に係る」に改める。

（高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）
 11 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年高知県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第1項」を「次条第1項」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出しを削り、同条中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（自動車税の課税免除）

第4条 特定非営利活動法人が特定非営利活動の用に供するための自動車（地方税法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を無償で譲り受けたときは、当該自動車に対して課する自動車税の環境性能割を免除する。

2 前項の規定による自動車税の環境性能割の課税免除を受けようとする特定非営利活動法人は、自動車税の環境性能割の申告をする際に、同項の自動車を無償で譲り受けたことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えた申請書を、知事に提出しなければならない。

~~~~~  
 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第59号

##### 高知県自然保護基金条例の一部を改正する条例

高知県自然保護基金条例（昭和46年高知県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（土地の処分）

**第4条** 知事は、優れた自然の保護及び利用の増進のために必要があると認めるときは、基金に属する土地を処分することができる。

2 前項の場合において、知事は、議会の議決を経て基金に属する土地を無償又は当該土地の取得価額よりも低い価額で処分することができる。

3 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に相当する額減少するものとする。

（1）無償による土地の処分 当該処分に係る土地の取得価額

（2）取得価額よりも低い価額による土地の処分 当該処分に係る土地の取得価額から処分価額を控除した額

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第60号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸広域公園の項中「雨天練習場 屋根付き多目的広場」を「屋内運動場 雨天練習場 屋根付き多目的広場 会議室」に改める。

別表第5中2の(5)を削り、2の(4)を2の(5)とし、2の(3)を2の(4)とし、2の(2)の次に次のように加える。

(3) 屋内運動場

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	5,310円	6,370円	10,620円	1,850円
		半面	2,650円	3,180円	5,310円	920円
		1/3面	1,770円	2,120円	3,540円	610円
	その他の者	全面	10,620円	12,750円	21,250円	3,710円
		半面	5,310円	6,370円	10,620円	1,850円
		1/3面	3,540円	4,240円	7,080円	1,230円
アマチュアスポーツ以外のもの		全面	53,120円	63,750円	106,250円	18,590円
		半面	26,560円	31,870円	53,120円	9,290円
		1/3面	17,700円	21,240円	35,410円	6,190円

別表第5の2に次のように加える。

(6) 会議室

区分		単位	利用料
屋内運動場会議室	全面	1時間	970円
	1/3面	1時間	330円

(7) 附属設備

区分		単位	利用料	
野球場スコアボード		1時間	260円	
シャワー		1人1回	96円	
ピッチングマシン	児童・生徒	基本利用料	1台午前	270円
			1台午後	330円
			1台1日	550円
	その他の者	基本利用料	1台午前	550円
			1台午後	660円
			1台1日	1,100円
	時間外利用料	1台1時間	190円	
照明設備	屋内運動場	全面	1時間	930円
		1/4面	1時間	240円
	屋根付き多目的広場		1時間	1,200円
冷暖房設備	屋内運動場会議室	全面	1時間	230円
		1/3面	1時間	80円

別表第5備考11中「2の(1)から(4)まで」を「2の(1)から(5)まで及び(7)」に改め、同表備考12中「雨天練習場」を「屋内運動場、雨天練習場」に、「2の(1)から(4)まで」を「2の(1)から(5)まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第61号

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（昭和32年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

高知県立高知南中学校	高知市
------------	-----

」

を

「

高知県立高知南中学校	高知市
高知県立高知国際中学校	高知市

」

に、

「

高知県立伊野商業高等学校	吾川郡いの町
高知県立春野高等学校	高知市

」

を、

「

高知県立春野高等学校	高知市
高知県立高知国際高等学校	高知市
高知県立伊野商業高等学校	吾川郡いの町

」

に改める。

第2条 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

高知県立須崎工業高等学校	須崎市
--------------	-----

」

を
「

高知県立須崎工業高等学校	須崎市
高知県立須崎総合高等学校	須崎市

」

に改める。
第3条 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中
「

高知県立佐川高等学校	高岡郡佐川町
高知県立須崎高等学校	須崎市
高知県立須崎工業高等学校	須崎市

」

を
「

高知県立佐川高等学校	高岡郡佐川町
------------	--------

」

に改める。
第4条 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中
「

高知県立安芸中学校	安芸市
高知県立高知南中学校	高知市

」

を
「

高知県立安芸中学校	安芸市
-----------	-----

」

に、
「

高知県立高知小津高等学校	高知市
高知県立高知西高等学校	高知市

」

を
「

高知県立高知小津高等学校	高知市
--------------	-----

」

に、
「

高知県立高知東高等学校	高知市
高知県立高知南高等学校	高知市

」

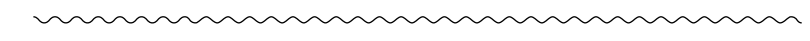
を
「

高知県立高知東高等学校	高知市
-------------	-----

」

- に改める。
附 則
 （施行期日）
- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条の規定 平成29年7月1日
 - 第2条の規定 平成30年7月1日
 - 第3条の規定及び次項の規定 平成31年4月1日
 - 第4条の規定及び附則第3項から第5項までの規定 平成33年4月1日（経過措置）

- 第3条の規定による改正前の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の規定により設置された高知県立須崎高等学校及び高知県立須崎工業高等学校は、第2条の規定による改正後の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の規定により設置された高知県立須崎総合高等学校として存続するものとする。
- 第4条の規定による改正前の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された高知県立高知南中学校（以下この項において「高知南中学校」という。）は、同条の規定による改正後の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、平成33年3月31日において高知南中学校に在学する者が高知南中学校に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。
- 旧条例の規定により設置された高知県立高知西高等学校（以下この項において「高知西高等学校」という。）は、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日において高知西高等学校に在学する者が高知西高等学校に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。
- 旧条例の規定により設置された高知県立高知南高等学校（以下この項において「高知南高等学校」という。）は、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日において高知南高等学校に在学する者が高知南高等学校に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。



高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成28年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第62号
高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例
 高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正す

る。
 第16条第2項の表中「講習をいう」を「講習をいう。以下この表において同じ」に、「
 ）」をいうを「)をいう。以下この表において同じ」に、「5,600円」を「4,650円」
 に、「行うものである場合にあっては、5,200円」を「行うもので、当該認知機能検査の
 結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示
 すものとして道路交通法施行規則第39条に規定する基準に該当するときのものである場合
 にあっては、7,550円」に改め、同条第3項の表1の項中「又は中型自動車免許」を「、
 中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同表2の
 項中「(以下この表において「検査」という。))」を削り、「又は中型自動車仮運転免
 許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を
 「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表3の項中

普通自動車免許に係る再試験	1,950円（法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円）
---------------	---

を「

準中型自動車免許に係る再試験	2,000円（法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,650円）
普通自動車免許に係る再試験	1,950円（法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円）

に改め、同表11の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免
 許」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同表13の項中「又は中型自動車免許」を
 「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同
 表15の項中

大型自動車免許又は中型自	講習1時間について4,650円
--------------	-----------------

自動車免許に係る講習（大型車講習又は中型車講習）	
--------------------------	--

を「

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）（大型車講習、中型車講習又は準中型車講習（普通自動車免許保有者））	講習1時間について4,100円
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）（準中型車講習（普通自動車免許非保有者））	講習1時間について3,400円

に、

普通自動車免許に係る講習	講習1時間について2,050円
--------------	-----------------

を「

準中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間について2,150円
普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間について2,050円

に、

法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（高齢者講習）（以下この表において「高齢者講習」という。）	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する高齢者講習	5,600円（高齢者講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200円）
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習	2,250円

を「

法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（高齢者講習）（以下この表において「高齢者講習」という。）	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する高齢者講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	4,650円
--	---	--------

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する高齢者講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	4,650円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条に規定する基準に該当するときにを行う高齢者講習である場合にあっては、7,550円）
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する高齢者講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	5,650円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第	2,000円

4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,000円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条に規定する基準に該当するときにを行う高齢者講習である場合にあっては、4,300円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,400円

に改め、同条第5項の表1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同表備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同条第6項の表1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同表備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。次項において「改正法」という。）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「新法」という。）第101条第1項に規定する更新期間が満了する日（新法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。以下この項において同じ。）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が平成29年9月12日前であるものに対して新法第101条の4第1項又は第108条の2第2項の規定により行われる講習に係る手数料については、この条例による改正後の高知県警察手数料徴収条例（次項において「新条例」という。）第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者（改正法附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する新条例第16条第3項の規定の適用については、同項の表3の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表15の表中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。
 (1) 改正法附則第2条の規定により新法第84条第3項の準中型自動車免許（次号において「準中型免許」という。）とみなされる改正法による改正前の道路交通法第84条第3項の普通自動車免許を受けている者
 (2) 改正法附則第5条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者